

日向市中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

目的

中小企業振興策を総合的・計画的に推進し、中小企業・小規模企業を活性化することで、市の経済発展と市民生活の向上に寄与する

基本理念

中小企業等の自主的な努力や創意工夫を促進

中小企業等が重要な存在であることを認識

関係機関との連携や役割分担のもと協働して取り組む

経済的社会的環境の変化に的確に対応

本市の様々な資源を活用し地域内の経済循環を促進

小規模企業への特段の配慮

9つの基本方針

人材育成・人材確保

経営基盤の安定強化、事業承継の促進

資金供給の円滑化

創業・新分野進出の促進

技術開発や新製品、新サービス開発の促進

地域内の経済循環創出

地域特性を活かした事業活動の推進

販路拡大や取引拡大の促進

国際的視点に立った事業展開の促進

関係者の責務と役割

日向市

- 施策の立案、実施
- 国県その他団体との連携
- 小規模企業への特段の配慮
- 連携、事業の共同化の推進
- 受注機会の確保

経済団体

- 経営改善への支援
- 市の施策への協力
- 起業、事業承継への支援
- 組織化、相互の連携

大企業等

- 市の施策への協力
- 地域社会への貢献
- 中小企業等の積極的活用
- 経済団体等への加入・協力

中小企業・小規模企業

- 自主的な努力と創意工夫
- 雇用創出、人材育成
- 関係機関との連携
- 市の施策への協力
- 地域社会への貢献
- 経済団体等への加入・協力

中小企業振興会議

- 中小企業や関係者との意見交換による実態把握

中小企業の振興に関する施策へ反映

金融機関

- 円滑な資金調達
- 起業、事業承継への支援
- 市の施策への協力

教育機関等

- 教育による健全な職業観、勤労観の醸成
- 職業訓練による地域内への就職支援
- 市の施策への協力

市民

- 中小企業等の重要性を理解し、商品の購入、サービスの利用に努める